指 名 停 止 措 置 の 概 要

1　指名停止措置業者名　　：　株式会社中造園
　法人番号　　：　8150001014183
　業者の住所　　：　奈良県葛城市西辻３５２－１

2　指名停止の期間
　令和 8 年 11 月 19 日～令和 8 年 12 月 18 日（1 か月）

3　指名停止の措置対象地区
　近畿地区

4　事実概要
　株式会社中造園は、経営業務管理責任者である者及び、営業所専任技術者である者 2 名が、他社へ出向の上、他社の工事の現場代理人として配置され、当該工事に関する業務に従事していた事実が認められた。また、当該工事期間は株式会社中造園での職務に専ら従事していたとは認められないことから、建設業法第 7 条第 1 号及び第 2 号に違反すると認められた。
　このことが、建設業法第 28 条第 1 項本文に該当するとして、令和 8 年 5 月 8 日付けで奈良県知事から指示処分を受けた。

5　指名停止の理由
　４の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 13 号(下記参照)に該当する。

別表第 2　贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措　　置　　要　　件	期間及び措置対象地区
1～12　省略	省略
(建設業法違反行為) 13　建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
14～16　省略	省略

＜問い合わせ先＞
鉄道・運輸機構　調達契約部　契約管理課　TEL ０４５－２２２－９０４１(直通)